

2020（令和2）年度支部事業報告について

目次

1. 基盤的保険者機能関係

① サービススタンダードの達成率	1
② 現金給付等の申請に係る郵送化率	2
③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	3
④ 限度額適用認定証の利用促進	4
⑤ 被扶養者資格の再確認の徹底	5
⑥ 効果的なレセプト点検の推進	6
⑦ 保険証回収の推進	8
⑧ 債権回収の推進	9

2. 戦略的保険者機能関係

⑨ 生活習慣病予防健診（被保険者）受診率の向上	10
⑩ 事業者健診データの取得率の向上	11
⑪ 特定健診（被扶養者）受診率の向上	12
⑫ 特定保健指導実施率の向上	13
⑬ 重症化予防対策の推進	14
⑭ コラボヘルスの推進	15
⑮ ジェネリック医薬品の使用促進	16
⑯ 広報活動	17
⑰ 地域関係団体等への意見発信	18

3. 組織・運営体制関係

⑱ コスト削減等	19
----------	----

1. 基盤的保険者機能関係 ①サービススタンダードの達成率

事業内容

現金給付のうち加入者の生計維持に強くかかわる傷病手当金等は、受付から支払までの期間において10営業日をサービススタンダードとして設定し、迅速な支給決定を順守しています。

取組

- 迅速な支給決定のため、受付から支払までの進捗状況を管理

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度のサービススタンダードの達成率は100%であり、令和元年度以降達成率100%を継続しています。
受付から支払までの平均所要日数は6.09日で、昨年度の6.65日から0.56日短縮しました。（令和2年度 全国平均は7.46日）
- ・令和3年度も引き続きサービススタンダードを順守できるよう進捗状況の管理を図ります。

K P I	サービススタンダード10日以内の達成率を100%とする		
実績	令和2年度実績	令和元年度実績	(参考) 全国平均
	100%	100%	99.52%

1. 基盤的保険者機能関係 ②現金給付等の申請に係る郵送化率

事業内容

協会けんぽでは、現金給付等の申請に関して郵送による手続きを原則としています。このため、申請書配付等にご協力いただける関係先の確保に努めるとともに、全ての手続きは郵送で可能であることを各種広報媒体により周知しています。

取組

- 協会の申請様式を備え付け、配付いただくよう、市町・商工団体に要請
- 全ての手続きは郵送で可能であることを納入告知書同封チラシ・メールマガジン等により広報を実施

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度の郵送化率は91.0%と前年度と比較して3.5ポイントの伸びとなりました。
- ・令和3年度も従来の取組を継続し、加入者の方への広報を図ります。

K P I

現金給付等の申請に係る郵送化率を91.6%以上とする

実績

令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考) 全国平均
91.0% (+3.5%)	87.5%	94.7%

※「全国平均」は令和2年12月末時点

1. 基盤的保険者機能関係 ③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

事業内容

柔道整復施術療養費において健康保険給付としての取り扱いに疑義がある申請に対しては、患者や柔整師あての照会などとおし柔道整復師の施術を適正に受けていただくよう啓発しています。

取組

- 健康保険が適用されないことが疑われる施術が含まれる申請に対し、適正な受療についてご理解いただくよう啓発文書を同封した文書による患者照会の実施
- 患者照会の結果、業務上での負傷等、健康保険が適用されないとの疑いが生じたものについて、施術を行った柔整師に対する文書照会等とおし施術内容の確認を実施
- 患者向けに、健康保険が適用される場合に関する正しい知識をご理解いただくための啓発用ポスターの制作

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度の負傷箇所3部位かつ月受診15日以上の比率は0.19%であり、前年度以下とするKPIを達成するとともに、全国平均を大きく下回る結果となりました。
- ・令和2年度に制作したポスターは令和3年度第2四半期に県内施術所への配付・掲示要請を実施。令和3年度も引き続き適正受診についての啓発を図ります。

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について前年度以下とする

実績

令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考) 全国平均
0.19% (-0.01%)	0.20%	1.18%

※「全国平均」は令和2年12月末時点

1. 基盤的保険者機能関係 ④ 限度額適用認定証の利用促進

事業内容

加入者が医療機関等での受診で自己負担額が高額になった際の一時的な自己負担を軽減し、面倒な高額療養費の申請を行わなくても済むよう、限度額適用認定証の利用促進に努めております。

取組

- 申請様式の設置と入院時における配付並びに患者あてに当制度の利用案内を実施いただくため、県内の主要医療機関に対する、訪問または文書による要請
- 県内の市町に対する広報誌への記事掲載の要請
- 納入告知書同封チラシ・メールマガジン等による周知広報

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度の香川支部の実績は令和2年12月末現在で79.3%。元年度から若干伸びて全国平均と同率となりました。
- ・令和3年度においても引き続き加入者への周知広報および医療機関内での申請書配付・案内の働きかけを図ります。

KPI

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする

※限度額適用認定証：医療費が高額になりそうな時に保険証と併せて医療機関等の窓口で提示することで、1カ月の窓口での支払いが所得区分に応じた自己負担限度額までとなるもの

実績

令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考) 全国平均
79.3% (+0.7%)	78.6%	79.3%

※「全国平均」は令和2年12月末時点

1. 基盤的保険者機能関係 ⑤被扶養者資格の再確認の徹底

事業内容

被扶養者が就職等で資格を喪失した場合、被扶養者の解除の届出と保険証の返還が必要です。この届出が提出されないまま本来使用できないはずの保険証によって受診されることによる返納金の発生を抑制するため、毎年被扶養者資格の再確認を行っています。

取組

- 提出期限（令和2年11月30日）を過ぎてなお未提出の事業所に対して、再度届出様式を送付
- 未提出事業所 全1,800社を対象に提出勧奨の電話連絡を実施
- 納入告知書同封チラシ・メールマガジン等による周知広報

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度は11,042社からの提出があり、提出率93.5%とKPIを達成。全国平均を2ポイント強上回りました。
- ・令和3年度は引き続き返納金発生抑止による協会財政の健全化に寄与する大切な事業であることを訴求し、提出率の向上を図ります。

● 数値結果

・送付事業所数11,811社 (A) 提出事業所数11,042社 (B) 提出率93.5% (B/A)

K P I

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする

実績

令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考) 全国平均
93.5% (全国10位) (-0.6%)	94.1%	91.3%

1. 基盤的保険者機能関係 ⑥-1効果的なレセプト点検の推進（内容点検）

事業内容

診療報酬等明細書（以下「レセプト」）は、令和2年度には4,414,845件の請求がありました。

レセプトは全件、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）による診療内容の一次審査の後、協会においても保険者として内容点検として再度診療内容や投薬状況などを点検しています。

取組

- 点検員の研修・勉強会を通じた点検の高度化
- 自動点検などシステムを活用した点検の効率化（再審査請求件数 26,930件）

実施結果・今後の対応

・内容点検においては、令和元年度実績を上回り目標達成しました。令和2年度の査定件数は10,245件、査定金額は5,607万円となりました。

・令和3年度については協会けんぽでの査定率の一層の向上を図るため、引き続き点検員のスキルアップ、システム点検のさらなる活用によりより効果的な点検を図ります。

K P I

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする

実績

令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考) 全国平均
0.308% (全国23位) (+0.019%)	0.289%	0.318%

1. 基盤的保険者機能関係 ⑥-2効果的なレセプト点検の推進（資格点検、外傷点検）

事業内容

資格喪失後の受診などで健康保険の資格がない期間の診療報酬が請求されていないかを資格点検として点検します。

また、請求されたレセプトの中に外傷性の傷病がある場合に交通事故や業務上の傷病など保険が適用されない第三者の行為等によって被った傷病の有無を外傷点検として点検します。

取組

- 資格点検では、システムを活用し資格に疑義のあるレセプトについて医療機関への受診状況の文書照会および電話での照会を実施（医療機関照会件数 7,836件）
- 外傷点検では、受診者に対する負傷原因照会を実施（負傷原因照会件数 3,074件）
- 負傷原因届などに基づき、第三者行為による傷病が判明した方へ第三者行為届の提出を勧奨し、加害者に対する損害賠償請求を実施

実施結果・今後の対応

- ・資格点検においては、効果額（資格期間外の医療費）が加入者一人当たり1,433円となり、令和元年度実績を上回りました。
- ・外傷点検においては、効果額（保険適用とはならない医療費）が加入者一人当たり480円となり、令和元年度実績を下回りました。
- ・令和3年度についても効果額の一層の向上のため、システムの活用を図ります。

1. 基盤的保険者機能関係 ⑦保険証回収の推進

事業内容

退職など資格喪失となった際には日本年金機構へ資格喪失届を提出する際に保険証を添付することとされております。しかしながら資格喪失届提出時に保険証添付ができなかったものについて、喪失後受診による返納金債権発生防止のため、保険証返却・回収の徹底を図っています。

取組

- 保険証が回収できていない者に対し、協会けんぽから催告文書を送付するとともに、電話催告、文書催告を実施（年間の電話催告：331件、文書催告：6,640件）
- 各種研修会等にて資格喪失時の保険証添付について周知
- 令和3年2月に回収率が低いもしくは無資格受診による債権発生が多い事業所（30件）あてに啓発文書を発送

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度の保険証回収率については95.48%と目標を達成しました。
- ・令和3年度は引き続き広報などで周知を図ります。

また、事業主などへ保険証の早期回収と回収後の保険者あて早期提出の重要性について説明を行うとともに、年度末の資格喪失届の増加する時期前に、無資格受診による債権発生が多い事業所あてに回収啓発文書の送付を行います。

KPI

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を96.2%以上
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合前年度以下

実績

保険証 回収率	令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考) 全国平均
	95.48% (全国9位) (+0.17%)	95.31%	92.41%
資格喪失後 受診割合	令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考) 全国平均
	0.019% (全国1位) (-0.019%)	0.038%	0.087%

1. 基盤的保険者機能関係 ⑧債権回収の推進

事業内容

保険証の資格喪失日後や被扶養者削除後の受診にかかる無資格受診による返納金は協会における返納金債権の大きな発生原因となっており、協会けんぽでは発生した返納金債権の速やかな回収に取り組んでいます。（令和2年度 無資格受診返納金 886件、1,133万円）

取組

- 資格点検により無資格受診が確認されたものについては速やかに返納金として告知
- 返納金について納付期限を1か月以上経過し納付や連絡がない債務者あてに催告状を発行（令和2年度 1,311件）
- 協会けんぽの資格喪失後に国民健康保険に加入した債務者について、債務者の一時的な負担を軽減するため、協会けんぽと国民健康保険との間で返納金・療養費の保険者間調整を実施（令和2年度 75件 回収額 3,556,054円）
- 納付がない債務者に対し、裁判所による支払督促など法的手続きを実施（令和2年度 2件）

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度の無資格受診における債権回収率は、全国平均は上回ったものの令和元年度実績（令和2年度目標）を下回りました。
- ・令和3年度も引き続き、保険証回収の取り組みのほかに、早期催告、保険者間調整の件数拡大、法的措置による債権回収対象の拡大を行うなど、債権回収の取り組みの強化を図ります。

K P I

返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を前年度以上とする

実績

令和2年度実績
（対前年度比）

68.12%（全国18位）
（-2.16%）

令和元年度実績

70.28%

（参考）全国平均

53.40%

2. 戦略的保険者機能関係 ⑨生活習慣病予防健診（被保険者）受診率の向上

事業内容

35歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診項目に加え、がん検査を含む生活習慣病予防健診を行う。

取組

- 事業所あて健診申し込み案内発送（17,742件）
- 健診未受診の被保険者への受診勧奨（45,297件）
- 検診車を活用した集団健診の実施（145件）

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度の受診者は75,741人。受診率は47.9%となった。
- ・令和3年度においては医療機関における受診勧奨、健診機関が少ない地域における健診機関の拡大等により受診率の向上を図ります。

K P I

生活習慣病予防健診受診率を51.5%以上とする

実績

令和2年度実績
(対前年度比)

47.9% (全国41位)
(-2.3%)

75,741人/158,079人

令和元年度実績

50.2%

(参考)全国平均

51.0%

2. 戦略的保険者機能関係 ⑩事業者健診データの取得率の向上

事業内容

事業所において労働安全衛生法に基づき行われた事業者健診データの取得に向けた取り組みを行う。

取組

- 健診機関および事業所への事業者健診データ提供依頼文書の送付
- 香川労働局との連名による事業者健診データ提供依頼文書の送付

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度は15,944人からデータを取得。取得率は10.1%となった。
- ・令和3年度は事業者健診データ提供未勧奨事業所への勧奨や健診機関による勧奨の推進など引き続き事業者健診データ提供に向けた取り組みを図ります。

K P I

事業者健診データ取得率を14.8%以上とする

実績

令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考)全国平均
10.1% (全国17位) (+1.4%)	8.7%	8.0%

15,944人/158,079人

2. 戦略的保険者機能関係 ⑪特定健診（被扶養者）受診率の向上

事業内容

40歳以上の被扶養者を対象とするメタボリックシンドロームに着目した特定健診を行う。

取組

- 健診対象者あて申し込み案内発送（39,564件）
- 集団健診の実施（26会場 4,167人受診）
- 医療機関と連携した特定健診受診勧奨事業の実施
- 特定健診と自治体の実施するがん検診の同時実施

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度は10,946人が受診。受診率は26.8%となった。
- ・令和3年度も市町と連携した特定健診とがん検診との同時実施の拡大や医療機関と連携した受診勧奨などにより特定健診受診率向上を図ります。

K P I

扶養者の特定健診受診率を31.4%以上とする

実績

令和2年度実績
(対前年度比)

令和元年度実績

(参考)全国平均

26.8% (全国7位)
(-1.6%)

28.4%

21.3%

10,946/40,854人

2. 戦略的保険者機能関係 ⑫特定保健指導実施率の向上

事業内容

健診受診者が自身の健康状態を自覚し、生活習慣改善につながるような、保健師等による効果的な特定保健指導の提供を行う。

取組

- 協会けんぽ保健師等による特定保健指導の実施（3,871件）
- 健診機関による特定保健指導の実施（2,147件）
- 特定保健指導外部委託機関の拡大
- 被扶養者の集団特定健診日における特定保健指導初回分割実施
- 事業所における特定保健指導初回面接のリモートでの実施（令和3年1月より）

実施結果・今後の対応

令和2年度の特定保健指導実施者数は6,343人。実施率は31.5%となった。

令和3年度は協会けんぽ保健師等におけるリモートによる初回面接の実施など新たな手法を活かした実施者数の増加を図るとともに、事業者健診結果に基づく特定保健指導の実施件数の増加を図ります。

また、健診機関での健診当日の初回面談（被扶養者の集団健診の分割実施を含む）や外部委託機関の活用により特定保健指導の更なる推進を図ります。

KPI

特定保健指導の実施率を33.3%以上とする

本人：34.6%（7,247人）以上・家族：13.4%（185人）以上

実績

令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考)全国平均
31.5% (全国2位) (-7.7%)	39.2%	15.4%

合計：31.5%（6,343人） 本人：31.8%（6,018人） 家族：27.5%（325人）

2. 戦略的保険者機能関係 ⑬重症化予防対策の推進

事業内容

健診受診の結果、要治療と認められながら医療機関を受診していない者に対し、生活習慣病の重症化予防のため、医療機関への受診勧奨を行う。

取組

- 生活習慣病予防健診受診の結果、「要治療」または「要精密検査」と判定された方で、健診受診前月・健診受診後3か月以内の医療機関受診のない方に対し、医療機関受診勧奨文書の送付（3,142件）
- 健診結果がより重症域にある方に対し、受診勧奨文書送付に並行して、協会けんぽ保健師による電話、面接での受診勧奨の実施

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度は、勧奨通知発送数3,142人に対して3ヶ月以内の受診者数は309人となった。
- ・令和3年度は、より重症域にある方への協会けんぽ保健師による文書、電話、面接により治療勧奨及び健診機関による未治療者の受診勧奨を図ります。

K P I

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする

実績

令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考)全国平均
9.83% (全国30位) (-0.27%)	10.1%	10.15%

2. 戦略的保険者機能関係 ⑭ コラボヘルスの推進

事業内容

事業主と協会けんぽが協働し、事業所で働く従業員の健康の維持増進を図るため、コラボヘルス推進に向けた取り組みを行う。

取組

- 各種広報により健康宣言事業所の拡大及び社会保険委員会連合会との連名による勸奨文書（1,290件）の送付
- 事業所における健診・保健指導の受診状況や従業員の健康状態を把握するための「事業所カルテ」の送付（644事業所）
- 健康経営の推進を図るため、健康宣言事業所へ健康情報誌等により情報提供の実施
- 健康宣言優良取組事業所に対し、知事賞3事業所、支部長賞5事業所の表彰を実施

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度末において健康宣言事業所は、前年度より81事業所増の373事業所。
- ・令和3年度においても各種広報紙・研修会等での募集や訪問勸奨により、さらなる健康宣言事業所数の拡大を図ります。

目標

新規で健康宣言する事業所数を毎年度120事業所とする

実績

令和2年度実績
(対前年度比)

81事業所
(+16事業所)

令和元年度実績

65事業所

※KPIはなし

宣言事業所数 (R3.3月末現在)
373事業所

2. 戦略的保険者機能関係 ⑮ジェネリック医薬品の使用促進

事業内容

加入者の医療費負担の軽減及び協会けんぽの財政負担の軽減につながることからジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組みを行う。

取組

- 加入者や事業主に対し、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報の実施
- ジェネリック医薬品以外の薬が処方されている方に対し、ジェネリック医薬品軽減額通知を送付
(令和2年度通知件数、8月：38,419件 切替率は28.7%、2月：33,293件)
- 医療機関・調剤薬局に対しジェネリック医薬品への切り替えを依頼する文書の送付

実施結果・今後の対応

- ・令和3年2月診療分におけるジェネリック医薬品使用割合は77.6%。(医科入院84.6%、医科入院外67.1%、歯科38.9%、調剤80.7%)
- ・令和3年度においては、加入者に向けた新たな広報や医療機関・調剤薬局へ協力依頼の働きかけを行い、ジェネリック医薬品使用割合の更なる向上を図ります。

K P I	香川支部のジェネリック医薬品使用割合を77.2%以上とする		
実績	令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考)全国平均
	77.6% (全国40位) (+2.2%)	75.4%	80.4%

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

※R3.2月診療分

2. 戦略的保険者機能関係 ⑩広報活動

事業内容

協会けんぽの活動内容を正しく理解いただくため、各種の広報媒体を活用した広報活動を行う。

取組

- 事業所あてに毎月送付される広報チラシのほか、ホームページやメールマガジンなどを活用したタイムリーな情報提供の実施
- 令和2年度は新たにWEBメディアを活用した広報（SNS広告動画配信等）の実施
- 加入者及び事業主と協会けんぽとの橋渡しの役割を担っている健康保険委員の委嘱拡大に向けた文書勧奨、電話勧奨の実施
- 健康保険委員としての永年の活動や功績等に対する健康保険委員功労者表彰式を実施
（理事長表彰2名、支部長表彰4名）

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度の加入者理解率は41.4%であった。
- ・健康保険委員は令和2年度末時点3,014人（対前年度95人増）となり、委嘱割合は62.35%となった。
- ・令和3年度は理解率の低かったインセンティブ制度の理解率向上を図ります。また、健康保険委員についても各種広報により引き続き委嘱拡大を図ります。

KPI

- 広報活動における加入者理解率の平均について前年度以上とする
- 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を61.2%以上とする

実績

	令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考)全国平均
理解率	41.4% (全国22位) (-5.3%)	46.7%	41.0%
	令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考)全国平均
委嘱割合	62.35% (全国5位) (+1.7%)	60.65%	45.16%

2. 戦略的保険者機能関係 ⑰地域関係団体等への意見発信

事業内容

加入者が適切な医療を受けられるよう、香川県内の地域医療構想調整会議（以下「調整会議」）に参加し、意見発信を行う。

取組

- 協会けんぽは令和2年度新たに小豆地区調整会議へ参加し、県内3か所中2か所の調整会議に参加。残った1か所については健康保険組合連合会が参加しており、調整会議への被用者保険者の参加率は100%
- 調整会議において、今後の地域医療構想については今般のコロナ禍を踏まえた感染症対応を含む議論や見直しが必要であること及び2025年を見据えた地域の医療提供体制を構築していくための議論が遅延しないよう対応を依頼する旨の意見書を提出
- 香川県保険者協議会において、ジェネリック医薬品の使用促進や特定健診の推進にあたり各保険者間の連携が進むよう意見発信を実施

実施結果・今後の対応

・令和3年度も引き続き、調整会議に参画していくとともに積極的に意見発信を図ります。また、健診・保健指導の推進やジェネリック医薬品の使用促進などについて各種会議の場において意見発信を行います。

K P I

他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする

実績

令和2年度実績	令和元年度実績	(参考)全国平均
参加率 100%	66.7%	86.7%

3. 組織・運営体制関係 ⑱コスト削減等

事業内容

契約事務の透明化を図るため、調達見込み額が100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が適当なものについては調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査を行う。

取組

- 一般競争入札の推進及び調達審査委員会の適宜開催による調達案件審査の実施
- 入札公告から入札・納期までの期間について十分な期間の確保
- 業者への入札参加に向けた声掛けの実施と一者応札となった場合の原因の検証
- 調達結果のホームページへの掲載による透明性の確保

実施結果・今後の対応

- ・令和2年度は一般競争入札を5件実施し、内1件が一者応札であり、割合は20%となった。
- ・令和3年度もわかりやすい仕様書の作成や十分な公告期間の確保などにより契約事務の透明化を図ります。

K P I

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

実績

令和2年度実績 (対前年度比)	令和元年度実績	(参考)協会全体の 割合
20.0% (-22.9%)	42.9%	15.5%

(本部30.0% 支部12.3%)